

TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA 原産地規則について【ケーススタディ】



2019年4月
東京税関
総括原产地調査官

I.自己申告制度利用の流れ

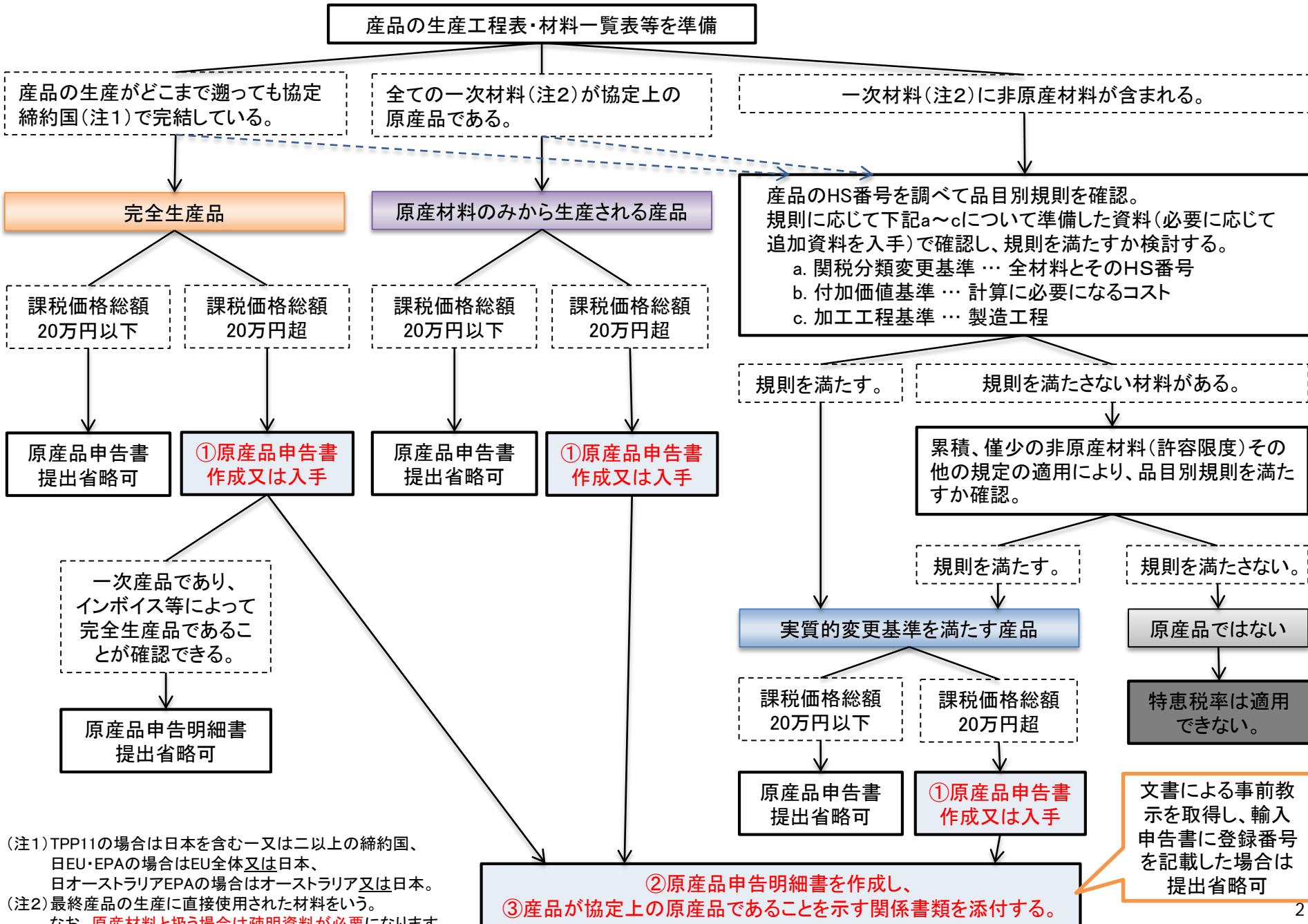
II.TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

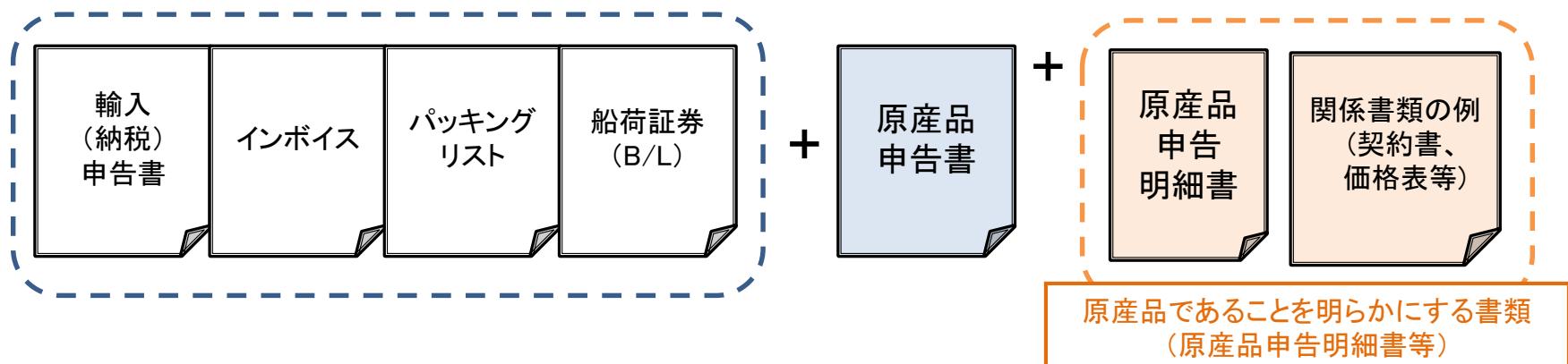
1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

自己申告制度利用の流れ



自己申告制度の提出書類

- 通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類(以下「原産品申告明細書等」という。)」の提出が必要となる。
- NACCSを利用して電子的に提出することが可能(原本の提出は不要)。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書等を作成する際の様式については、税関様式として定められているが、任意の様式でも作成可能。
- イメージ



※ TPP11においては、附属書3-A 5を適用することを他の締約国に通報した国は、最長10年間、輸出者・生産者自己申告の代わりに、当該締約国の原産地証明書発給機関が発給又は政府が認定した輸出者が作成した原産地証明書を採用することとなる。ただしその場合も、日本への輸入時には原産品申告明細書等の提出が必要である(他のEPAにおける第三者証明制度等とは扱いが異なる)。2019年4月1日現在、ベトナムは、権限ある当局が発給する原産地証明書を採用することとされている。

I.自己申告制度利用の流れ

II. TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

①原産品申告書 記載要領

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

原産品申告書

税関様式 C 第 5292 号 - 3

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス

| No. | 4. 產品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合） | 5. 關稅分類 番号（6 桁、 HS 2012） | 6. 適用する原產性的基 準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原產 性的基準（DMI、ACU） |
|-----|---|--------------------------------|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

7. 包括的な期間（同一の產品が2回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する產品が原產品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される產品、PSR: 實質的変更基準を満たす產品、DMI: 優先の外原産材料、ACU: 累積

輸出者の住所は、締約国内の產品が輸出された場所とする。

輸出者と異なる場合に記載する。

生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。

これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。なお、生産者の住所は、締約国内の產品が生産された場所とする。

产品毎に記載する。

品名は、対象となる產品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特恵基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の產品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

任意様式を利用する場合も、この誓約を付記する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

②原産品申告明細書 記載要領

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

様式は任意です

原産品申告明細書

(ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、ロEU協定)

1. 仕入書の番号及び日付

2. 原産品申告書における產品の番号

3. 產品の關稅分類番号

4. 適用する原產性的基準

 WO 又は A PE 又は B PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) CTC 又は 1 VA 又は 2 SP 又は 3 DMI 又は E ACU 又は D

5. 上記 4. で適用した原產性的基準を満たすことの説明

いずれか一つに必ずチェックを付す。

6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者

 生産者、 納出者、 輸入者

7. その他の特記事項

8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所

印又は署名

(代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)

印又は署名

作成 年 月 日

WO 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される產品、PSR 又は C : 實質的変更基準を満たす產品、CTC 又は 1 : 關稅分類変更基準、VA 又は 2 : 付加価値基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 儅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D : 素續

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の產品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

產品の關稅分類番号を 6 行レベルで記載。

產品に適用する原產性的基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか 1 つに必ずチェックを付す。

なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（關稅分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか 1 つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

(4 欄でチェックを付した原產性的基準に応じて、以下の事実を記載。)

- WO: 締約国において完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できる事実
- PE : すべての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- CTC : すべての非原産材料の關稅分類番号と產品の關稅分類番号との間に特定の關稅分類番号の変更があることが確認できる事実
- VA : 各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- SP : 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- その他の原產性的基準 : 輸入しようとする產品が各協定に規定する他の原產性的基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

③原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

產品が締約国において完全に得られた產品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された產品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす產品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

產品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

| | Material | Remarks | |
|---|-------------|----------------------------|------------|
| 1 | Grape | Variety of grape Merlot | FRANCE 80% |
| | | Cabernet sauvignon | FRANCE 20% |
| 2 | Antioxidant | | |

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

I.自己申告制度利用の流れ

II. TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

【事例】革靴(輸入者自己申告)

- カナダから日本に輸入される「革靴」を、TPP11税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対しTPP11税率の適用は可能か。
また、TPP11税率を適用するために必要な手続きは何か。



品番:XXXXXX

アッパー:牛革

ソール:合成底

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順1: 貨物のHS番号を確認し、EPA税率が設定されていることを確認する。

日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のホームページの
「実行関税率表」で調べることができます。

税関HP>実行関税率表

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

2019年4月1日現在

| 統計番号 Statistical code | 品名 Description | 関税率 Tariff rate | | | | | 関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA) | | | TPP11 (CPTPP) | 欧州連合 EU |
|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------|-----------|-------------|----------------------------------|--------------------|----|------------------|------------|
| | | 基本 General | 暫定 Temporary | WTO協定 WTO | 特惠 GSP | 特別特恵 LDC | ASEAN Philippines | スイス Switzerland | | | |
| 6403.99 | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | 1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。) | | | | | | | | | | |
| 011 | (1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | 27% | | (27%) | | 無税 | 27% | | | 23.6% | 23.6% |
| | (2)その他のもの | 60%又は4,800円/足のうちいすれか高い税率 | | | | 無税 | | | | | |
| | － 共通の限度数量以内のもの | | 21.6% | (21.6%) | | | | | | | |
| | －－ 中底が19cmを超えるもの | | | | | | | | | | |
| 012 | －－－ 鍾士用のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| 013 | －－－ 婦人用のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| 014 | －－ その他のもの | | | | | | | | | 21.6% | |
| | － その他のもの | | | | | | | | | | |
| | －－ 中底が19cmを超えるもの | | 30%又は4,300円/足のうちいすれか高い税率 | | | | | | | | |
| 015 | －－－ 鍾士用のもの | | | | | | ● 無税～5% | 無税 | 無税 | 17.6% | 17.7% |

①

EPA税率を適用しようと
する貨物のHS番号を確認

②

EPA税率が設定され
ていることを確認

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順2: 產品が原產品として認められるかを確認する。



品番:XXXXXX

アッパー:牛革

ソール:合成底

品名:革靴(FOB 價格 \$ 40)

品番:XXXXXX

製造原価計算書

まずは材料と製造場所の確認

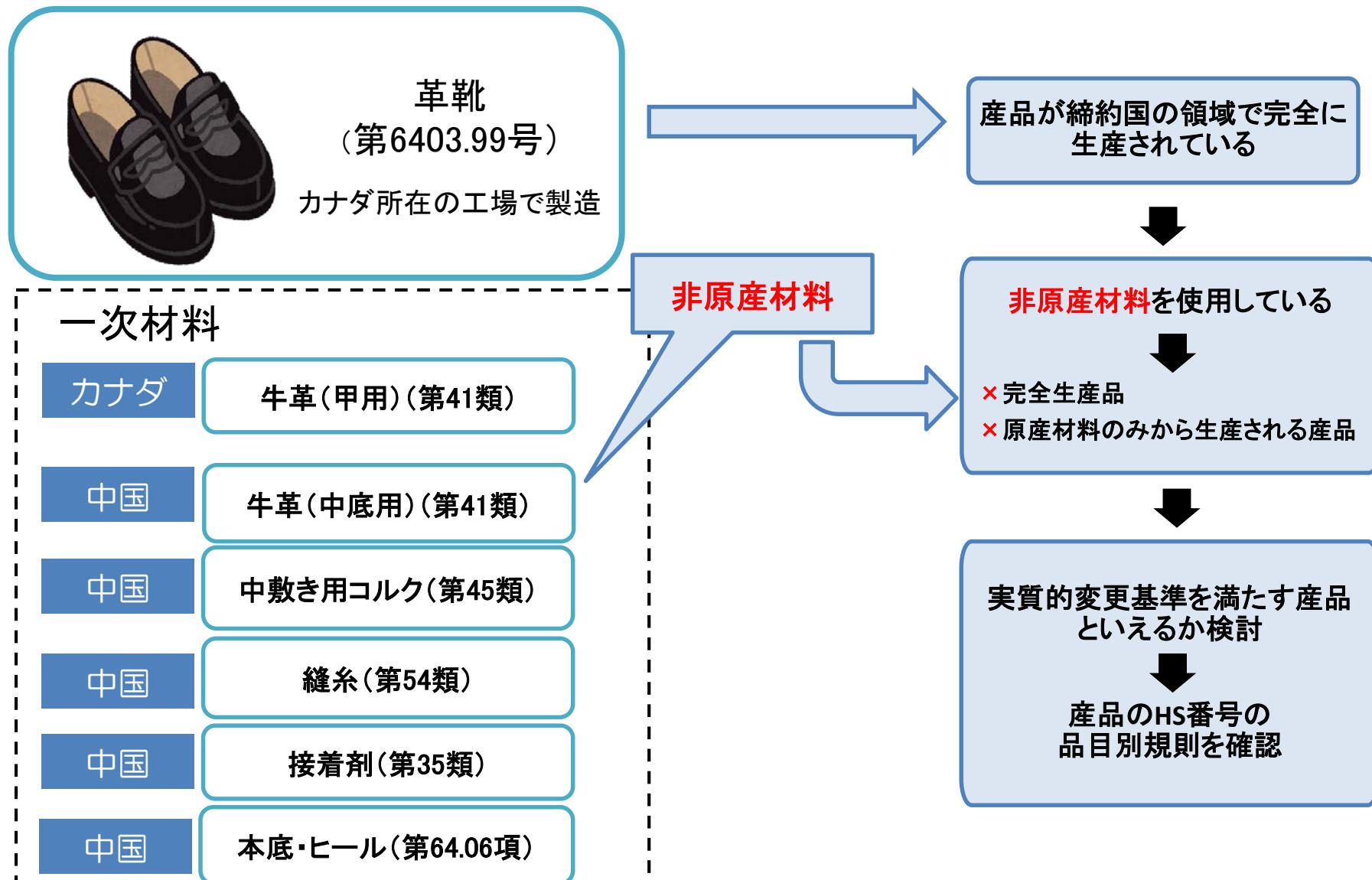
| | | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) |
|-----|-------|---------------|-----|---------|---------|
| 直接費 | 材料費 | 1 牛革(甲) | カナダ | 41 類 | ■■■■■ |
| | | 2 牛革(中底) | 中国 | 41 類 | ■■■■■ |
| | | 3 本底・ヒール(EVA) | 中国 | 64 類 | 3 ■■■■■ |
| | | 4 中敷き用コルク | 中国 | 45 類 | ■■■■■ |
| | | 5 着接着剤 | 中国 | 35 類 | ■■■■■ |
| | | 6 縫糸(ポリエステル) | 中国 | 54 類 | ■■■■■ |
| 労務費 | | | | | ■■■■■ |
| 間接費 | 開発費 | | | | ■■■■■ |
| | 水道光熱費 | | | | ■■■■■ |
| | 減価償却費 | | | | ■■■■■ |
| 合計 | | | | | ■■■■■ |

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市



【事例】革靴(輸入者自己申告)

完全生産品か、原産材料のみから生産される产品か、実質的変更基準を満たす产品か



【事例】革靴(輸入者自己申告)

產品のHS番号の品目別規則を確認

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | TPP11(CPTPP)協定 /Comprehensive and Progressive method; or (b) 55 per cent under the build-down method. | TPP11(CPTPP) |
|------------------|--------------------|---|--|
| 6403.99 | その他のもの | <p>第六四・〇三項の產品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇三項の產品への他の項の材料からの変更（第六四・〇一項から第六四・〇二項までの各項、第六四・〇四項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て（木製のものを除く。）からの変更を除く。）及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p> | 品目別原産地規則 |
| | Other | <p>A change to a good of heading 64.03 from any other chapter; or</p> <p>A change to a good of heading 64.03 from any other heading, except from heading 64.01 through 64.02 or 64.04 through 64.05, subheading 6406.10 or assemblies of uppers other than of wood of subheading 6406.90 provided there is a regional value content of not less than:</p> <p>(a) 45 per cent under the build-up</p> | 協定を選択し、 HS番号6桁を入力 すると品目別規則を 検索できる |

【事例】革靴(輸入者自己申告)

品目別規則を満たすか確認

➤ TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の产品への他の類の材料からの変更①

又は

第64.03項の产品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること②

« ① を適用 »

非締約国

牛革(中底用)(第41類)

中敷き用コルク(第45類)

縫糸(第54類)

接着剤(第35類)

本底・ヒール(第64.06項)

TPP11締約国

牛革(甲用)
(第41類)

原産材料とは、協定上の原産品を材料として
使用するものを指す。
→「調達国:カナダ」という情報のみでは、
TPP11上の原産材料とは言いきれない。

類の変更があるため
品目別規則を満たす

革靴
(第6403.99号)

類の変更がないため品目別規則を満たさない。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

品目別規則を満たすか確認

➤ TPP11(CPTPP) 品目別規則 第64.03項

第64.03項の产品への他の類の材料からの変更①

又は

第64.03項の产品への他の項の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a)45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)55%以上(控除方式を用いる場合)であること②

« ① を適用 »

非締約国

牛革(中底用)(第41類)

中敷き用コルク(第45類)

縫糸(第54類)

接着剤(第35類)

本底・ヒール(第64.06項)

非原産材料として扱っても品目別規則を満たすため、原産性の確認は不要。

牛革(甲用)
(第41類)

類の変更があるため
品目別規則を満たす

TPP11締約国

革靴
(第6403.99号)

類の変更がないため品目別規則を満たさない。
→ 僅少の非原産材料を適用できるか確認。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

「僅少の非原産材料」を適用できるか確認

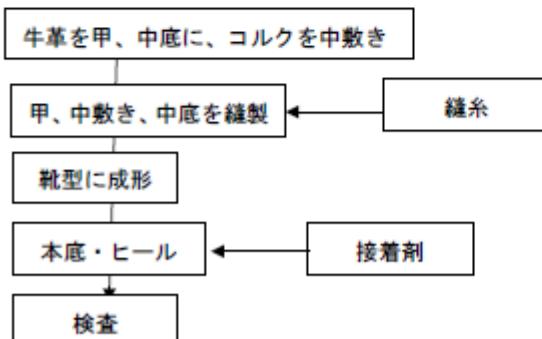
品名:革靴(FOB価格 \$40)

品番:XXXXXX

製造原価計算書

| | | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) |
|-----|-------|---------------|-----|---------|---------|
| 直接費 | 材料費 | 1 牛革(甲) | カナダ | 41類 | [■] |
| | | 2 牛革(中底) | 中国 | 41類 | [■] |
| | | 3 本底・ヒール(EVA) | 中国 | 64類 | 3 |
| | | 4 中敷き用コルク | 中国 | 45類 | [■] |
| | | 5 接着剤 | 中国 | 35類 | [■] |
| | | 6 縫糸(ポリエステル) | 中国 | 54類 | [■] |
| 労務費 | | | | | [■] |
| 間接費 | 開発費 | | | | [■] |
| | 水道光熱費 | | | | [■] |
| | 減価償却費 | | | | [■] |
| 合計 | | | | | [■] |

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市



僅少の非原産材料を適用する価額を確認。
無関係な箇所は黒塗り可。

→ 「僅少の非原産材料」

$$\$3 \div \$40 = 7.5\% \leq 10\%$$

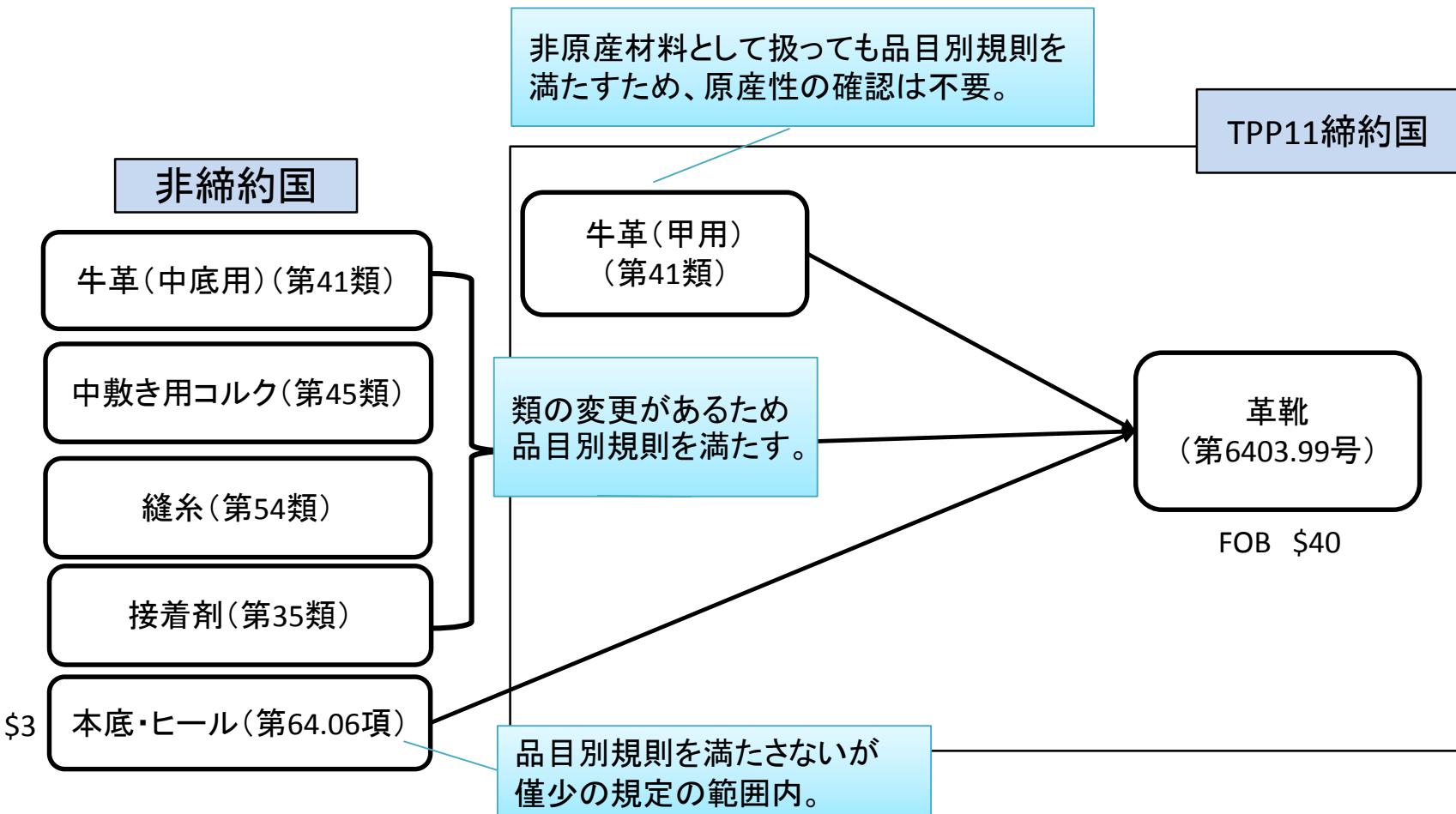
→ 「僅少の非原産材料」の適用が可能

【事例】革靴(輸入者自己申告)

<<

①

を適用»



革靴は、本底・ヒールが僅少の規定を満たし、その他の材料が品目別規則を満たすので、TPP11上の原産品と認められる

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順3: 原産品申告書を作成する。

<原産品申告書の記載例>

| 原産品申告書 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) | | | |
|--|---|---|---|
| 税関様式C第5292号一3 | | | |
| 1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス カナダシユーズ株式会社 12345, XX XX Street, Vancouver, Canada XXX-XXXX XXXXXX@co.ca | | | |
| 2. 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス | | | |
| 3. 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海岸2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp | | | |
| No. | 4. 產品の概要 品名、仕入書の番号(一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合) 1 革靴 (LEATHER SHOES) 仕入書番号: ABC012345, 2019.3.1 | 5. 関税率 番号(6桁、HS 2012) 第6403.99号 | 6. 適用する原産性の基準 (W0、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU) PSR DMI |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 7. 包括的な期間(同一の產品が2回以上輸送される場合の期間) | | | |
| 8. その他の特記事項 | | | |
| 9. 私は、この文書に記載する產品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。 | | | |
| 作成年月日 2019.3.15 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 代理人の氏名又は名称 代理人の住所又は居所 | | 印又は署名 税關 商事 | |
| 本原産品申告書の作成者 (□輸入者、□輸出者、□生産者) | | | |
| ※W0: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される产品、PSR: 実質的変更基準を満たす产品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積 | | | |
| (規格A.4) | | | |

輸入者は、当該革靴がTPP11上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意してください。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の產品が輸出された場所とする。

4. 產品の概要

品名: 革靴 (LEATHER SHOES)

ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第6403.99号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす产品なので「PSR」と記載。

僅少の非原産材料の規定を適用しているため「DMI」と記載。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順4: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>

| 原産品申告明細書 (□オーストラリア協定、 <input checked="" type="checkbox"/> TPP11協定、□EU協定) | | 税関様式 C 第 5293 号 |
|--|-----------------------------|--|
| 1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2019.3.1 | | |
| 2. 原産品申告書における產品の番号 [1] | 3. 產品の関税分類番号 第 6403.99 号 | |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input checked="" type="checkbox"/> CTC 又は 1 <input type="checkbox"/> VA 又は 2 <input type="checkbox"/> SP 又は 3 <input checked="" type="checkbox"/> DMI 又は E <input type="checkbox"/> ACU 又は D | | |
| 5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> (すべて非原産材料とする。) ①牛革 (甲) (第 41 類) ②牛革 (中底) (第 41 類) ③本底・ヒール (第 64 類) ④中敷き用コルク (第 45 項) ⑤接着剤 (第 35 類) ⑥ポリエチル製縫糸 (第 54 類) | | |
| <製造工程> カナダ、バンクーバー市所在の輸出者の工場において、上記材料を用いて本產品を製造する。 ①、②の牛革及び④のコルクを甲、中底、中敷きに裁断、当該材料を⑥の縫糸で縫製したものと、⑤の接着剤で③の本底・ヒールと接着する。 ①、②、④、⑤、⑥は類の変更を満たし、③は \$ 3/40 = 7.5% であり、僅少の非原産材料の規定を適用できることから、本產品は TPP11 の原産品である。 上記事実は別添製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。 | | |
| 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者 | | |
| 7. その他の特記事項 | | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) | | 印又は署名  |
| 作成 2019 年 XX 月 1 日 | | |
| ※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される产品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす产品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積 | | |
| (規格 A.4) | | |

2. 原産品申告書における產品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の產品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「產品の概要」における產品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす产品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、関税分類変更基準を適用するので「CTC又は1」にチェック。

さらに、僅少の非原産材料の規定を適用しているので、「DMI又はE」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- TPP域内で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則を満たす。
- 僅少の非原産材料を適用するための要件を満たす。

【事例】革靴(輸入者自己申告)

手順5: 関係書類を添付する。

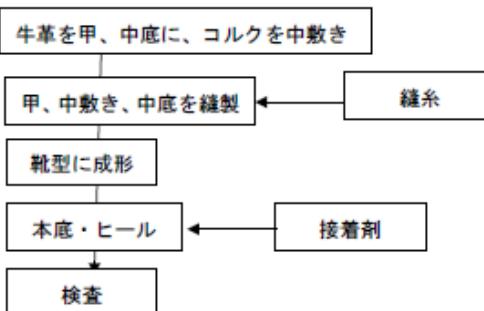
品名:革靴(FOB 値格 \$40)

品番:XXXXXX

製造原価計算書

| | | | 調達国 | HS Code | 価格 (\$) |
|-----|-------|---|-------------|---------|---------|
| 直接費 | 材料費 | 1 | 牛革(甲) | カナダ | 41 類 |
| | | 2 | 牛革(中底) | 中国 | 41 類 |
| | | 3 | 本底・ヒール(EVA) | 中国 | 64 類 3 |
| | | 4 | 中敷き用コルク | 中国 | 45 類 |
| | | 5 | 接着剤 | 中国 | 35 類 |
| | | 6 | 縫糸(ポリエステル) | 中国 | 54 類 |
| 労務費 | | | | | |
| 間接費 | 開発費 | | | | |
| | 水道光熱費 | | | | |
| | 減価償却費 | | | | |
| 合計 | | | | | |

<製造工程> 製造工場:カナダ、バンクーバー市



原産性を確認した資料(製造原価証明書、製造工程表等)を原產品申告明細書書の関係書類として添付する。

I.自己申告制度利用の流れ

II.TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

III. 日EU・EPA ①-1 原産品申告書 記載要領 輸出者/生産者 自己申告

附属書3-Dに定められた申告文

(仕入書その他の商業上の文書上に作成する。)

日本語

(期間 から まで)

この文書の対象となる产品的輸出者（輸出者参考番号 ）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該商品の原産地 が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準)

(場所及び日付)

(輸出者の氏名又は名称)

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間（作成の日から12箇月を超えない期間）を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすることができる。

產品の原産地を記載する。
"the European Union" 又は "Japan"

英語

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.

(Origin criteria used)

.....

(Place and date)

(Printed name of the exporter)

場合に応じて、以下の一又は二以上の記号を記載する。
完全生産品：「A」

原産材料のみから生産される产品：「B」

品目別規則を満たす产品：「C」

なお、「C」の場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下の数字を追加的に記載。

関税分類変更基準：「1」

付加価値基準：「2」

加工工程基準：「3」

「累積」：「D」

「許容限度」：「E」

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

ほか22言語の申告文が用意されている。

様式は任意です

<原産品申告書記載要領>

原 産 品 申 告 書
(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

税関様式C第5292号-4

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知能」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む)

| No. | 2. 産品の概要 品名、仕入者の番号(一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合)等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。 | 3. 關稅分類 番号(6桁、HS 2017) | 4. 適用する原産性的基準 (A、B、C(Cの場合1、2、3)) 適用するその他の原産性的基準(D、E) |
|-----|---|---------------------------|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

5. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)

6. その他特記事項

7. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

印又は署名

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

印又は署名

代理人の住所又は居所

産品毎に記載する。

品名は、対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特恵基準(A、B、C)のいずれかを必ず記載する。
なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて(1、2、3)のいずれかを必ず記載する。
また、必要に応じてD又はEを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の産品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される商品、C: 純質的加工製品を満たす商品、D: 關稅分類別基準、E: 特別基準
③: 加工工程基準、累積基しくは許容限度の規制を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

②原産品申告明細書 記載要領

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

様式は任意です

原産品申告明細書

(ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、ロEU協定)

1. 仕入書の番号及び日付

2. 原産品申告書における產品の番号

3. 產品の關稅分類番号

4. 適用する原產性的基準

□WO 又は A □PE 又は B

□PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること)

□CTC 又は 1 □VA 又は 2 □SP 又は 3 □DMI 又は E □ACU 又は D

5. 上記 4. で適用した原產性的基準を満たすことの説明

いずれか一つに必ずチェックを付す。

6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者

□生産者、□輸出者、□輸入者

7. その他の特記事項

8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所

印又は署名

(代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)

印又は署名

作成 年 月 日

※WO 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される產品、PSR 又は C : 實質的変更基準を満たす產品、CTC 又は 1 : 關稅分類変更基準、VA 又は 2 : 付加価値基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 儅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D : 素續

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の產品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

產品の關稅分類番号を 6 行レベルで記載。

產品に適用する原產性的基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか 1 つに必ずチェックを付す。

なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（關稅分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか 1 つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

(4 欄でチェックを付した原產性的基準に応じて、以下の事実を記載。)

- WO: 締約国において完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できる事実
- PE : すべての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- CTC : すべての非原産材料の關稅分類番号と產品の關稅分類番号との間に特定の關稅分類番号の変更があることが確認できる事実
- VA : 各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- SP : 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- その他の原產性的基準 : 輸入しようとする產品が各協定に規定する他の原產性的基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

③原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

產品が締約国において完全に得られた产品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された产品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす产品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

產品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

| | Material | Remarks | |
|---|-------------|--------------------|------------|
| 1 | Grape | Variety of grape | |
| | | Merlot | FRANCE 80% |
| | | Cabernet sauvignon | FRANCE 20% |
| 2 | Antioxidant | | |

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

【お知らせ】税関HP掲載資料

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について

日EU・EPAを適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日EU・EPAに基づき特恵待遇を要求する輸入者は、同EPA第3.16条第3項の第2文目に規定されている通り、貨物が当該EPA及び法令の要件を満たすか否かに関する説明(資料)を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明(資料)については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

また、当該説明(資料)が提出できない場合、特恵適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明(資料)を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

1. 輸入者による特恵待遇の要求が「原産地に関する申告(輸出者自己申告)」に基づく場合

- ・輸入者は当該説明(資料)の提出にあたって税関様式C-5293(原産品申告明細書様式)を使用することができます。
- ・この場合、輸出者は同EPA第3.17条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。

2. 輸入者による特恵待遇の要求が「輸入者の知識(輸入者自己申告)」に基づく場合

- ・当該説明(資料)の提出に当たり、輸入者は税関様式C-5292-4(原産品申告書様式)及びC-5293(原産品申告明細書様式)を使用することができます。
- ・輸入者自己申告は、輸入者が同EPA第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第3・21条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

I.自己申告制度利用の流れ

II.TPP11(CPTPP)

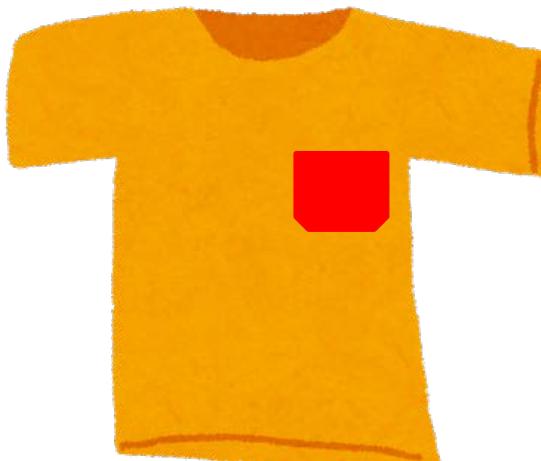
1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

- イタリアから日本に輸入される「Tシャツ」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



Tシャツ
(製造国:イタリア)

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順1：原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...the European Union... preferential origin.

(Origin criteria used)

C3

(Place and date)

XXXX XXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy

(Printed name of the exporter)

MILANO GARMENT CO.,LTD.

C:実質的変更基準
3:加工工程基準



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名 : Tシャツ

品番 : XXXXX1, XXXXX2, XXXXX3

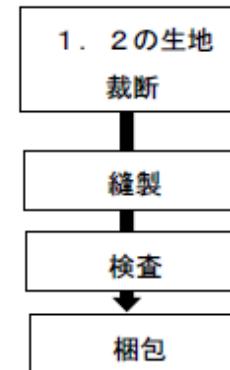
材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|--|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国 : 中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国 : 中国 |

<製造工程>

製造工場 : MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順2: 產品が原產品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

| | |
|---|--------------------------------------|
| 61.01-61.17 | |
| 「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる產品」 | メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ |
| その他の產品 | (省略) |



EU域内で

- ・生地を編んでいること、
- ・生地を裁断してTシャツを製品化していることを確認する

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

➤ 日EU・EPA品目別規則 第61類

「裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる产品」

メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ

輸出者から提出された資料

品名 : Tシャツ

品番 : XXXXX1, XXXXX2, XXXXX3

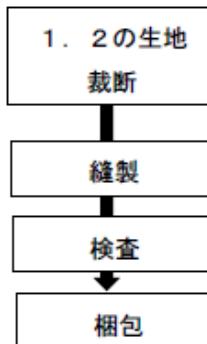
材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|--|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国 : 中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国 : 中国 |

<製造工程>

製造工場 : MILANO GARMENT CO.,LTD.

(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



EU域内でメリヤス編みしている

EU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

綿織物、縫糸をEU域内で製造していない(非原産材料)の場合、Tシャツは原産品と認められる?

日EU協定附属書3－A 品目別規則の注釈

注釈3 附属書3－Bの規定の適用

1. (省略)
2. (省略)
3. 一の品目別原産地規則が產品について特定の材料から生産されるものでなければならぬことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

原産地規則解釈例規（平成26年6月13日財関第598号）**原産地ポータルに掲載**

第3章(その他の原産地基準等関連)

2. EU協定附属書3－A(品目別原産地規則の注釈)注釈3第3項の規定について

EU協定の附属書3－A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

同協定附属書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料(メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等)については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

品目別規則が「メリヤス編み又はクロセ編み」を要求している場合、「編む」ことができない非原産材料(織り生地、縫糸等)は品目別規則を考慮しなくてよい。

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

輸出者から提出された資料

品名 : Tシャツ

品番 : XXXXX1、XXXXX2、XXXXX3

材料表

| | 材料名 | 備考 |
|---|--------|--|
| 1 | 綿製編み生地 | FRANCE CLOTH CO.,LTD. (XXXX XXXXXX, Lyon, France)にてメリヤス編み |
| 2 | 綿織物 | ポケット 製造国 : 中国 |
| 3 | 縫糸 | 製造国 : 中国 |

<製造工程>

製造工場 : MILANO GARMENT CO.,LTD.
(XXXX XXXXXXXX, 20121, Milano, Italy)



EU域内でメリヤス編みしている

綿製編み生地をEU域内で裁断・縫製してTシャツを製造している

綿織物、縫糸は品目別規則を考慮しなくてよい
(非原産材料でよい)

Tシャツは品目別規則を満たしているので、日EU・EPA上のEU原産品である。

明細書の関係書類として添付

【事例1】Tシャツ(輸出者自己申告)

手順3: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(□オーストラリア協定、□TPP11協定、EU協定)

| | |
|--|---|
| 1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX | |
| 2. 原産品申告書における產品の番号 [1] | 3. 產品の關稅分類番号 第 6109.10 号 |
| 4. 適用する原產性的基準 □W0 又は A □PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) □CTC 又は 1・□VA 又は 2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D | |
| 5. 上記 4. で適用した原產性的基準を満たすことの説明 <製造工程> メリヤス編み：フランス 裁断及び縫製：イタリア よって、本品は、品目別規則に定める上記工程をフランス及びイタリアにおいて経ていることから、EU の原産品である。 上記事実は別添資料により確認することができる。 | |
| 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者、□輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税關商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) | 印又は署名  印又は署名 |
| 作成 2019 年 XX 月 1 日 | |
| ※W0 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される產品、PSR 又は C : 實質的變更基準を満たす產品、CTC 又は 1 : 關稅分類變更基準、VA 又は 2 : 付加價值基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 儘少の非原產材料又は許容限度、ACU 又は D : 累積 | |
| (規格 A 4) | |

2. 原産品申告書における產品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の產品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「產品の概要」における產品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原產性的基準

實質的變更基準を満たす產品なので「PSR 又は C」にチェック。かつ、加工工程基準を適用するので「SP 又は 3」にチェック。

5. 上記4. で適用した原產性的基準を満たすことの説明

どのように原產性的基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- EU域内でメリヤス編み又はクロセ編みの生地を製造し、かつ、生地を裁断して、Tシャツを製造していること。

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

- イタリアから日本に輸入される「トマト缶」を、日EU・EPA税率を適用して通関したい。
- 当該貨物に対し日EU・EPA税率の適用は可能か。
また、日EU・EPA税率を適用するために必要な手続きは何か。



トマト缶(イタリア産)
材料:トマト、トマトピューレ
クエン酸

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

手順1: 原産品申告書と関係書類を入手する。

輸出者による自己申告

(Period : from to

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ...0123456789.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ...[the European Union](#)... preferential origin.

(Origin criteria used)

[C3](#)

(Place and date)

[XXX20201,XXXXXX, Italy, XX.XX.2019](#)

(Printed name of the exporter)

[ITALY TOMATO CO.,LTD.](#)

C: 実質的変更基準

3: 加工工程基準(又は1: 関税分類変更基準)



品目別規則を満たしているか確認する

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

| | 材料名 | 備考 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | トマト | イタリア産 |
| 2 | トマト ピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 | クエン酸 | |

<製造工程>

トマト産地:イタリア●●州

トマト缶製造工場: [ITALY TOMATO CO.,LTD.](#)

(XXX20201,XXXXXX, Italy)

トマト皮むき、カット→トマトピューレ製造
→カットトマトと混合→クエン酸によりPH調整→検査→出荷

ITALY TOMATO CO.,LTD.

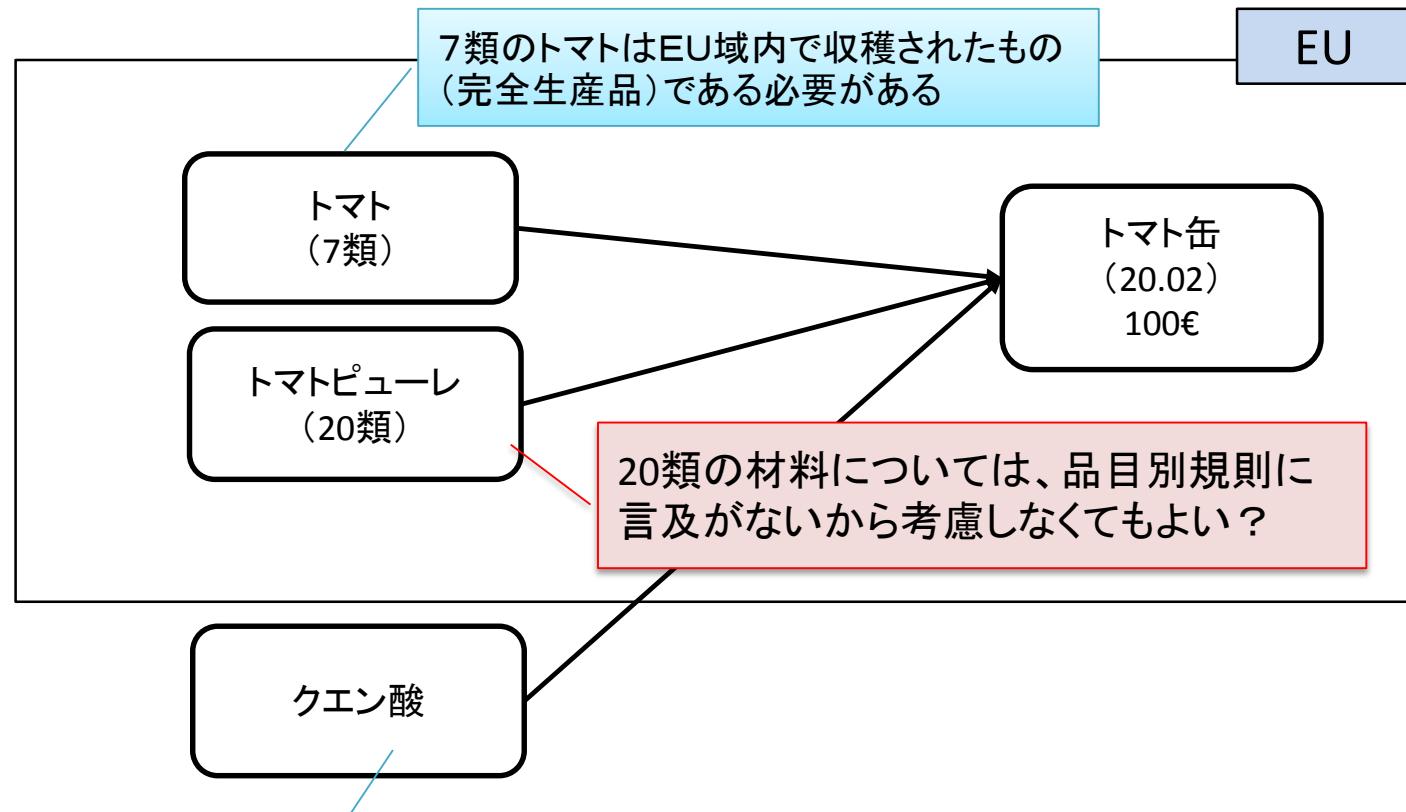
XXX20201,XXXXXX, Italy

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

手順2: 產品が原產品として認められるかを確認する。

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項—第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。



クエン酸は7類ではないので、非原産材料でも品目別規則を満たす。
→原産国確認不要

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

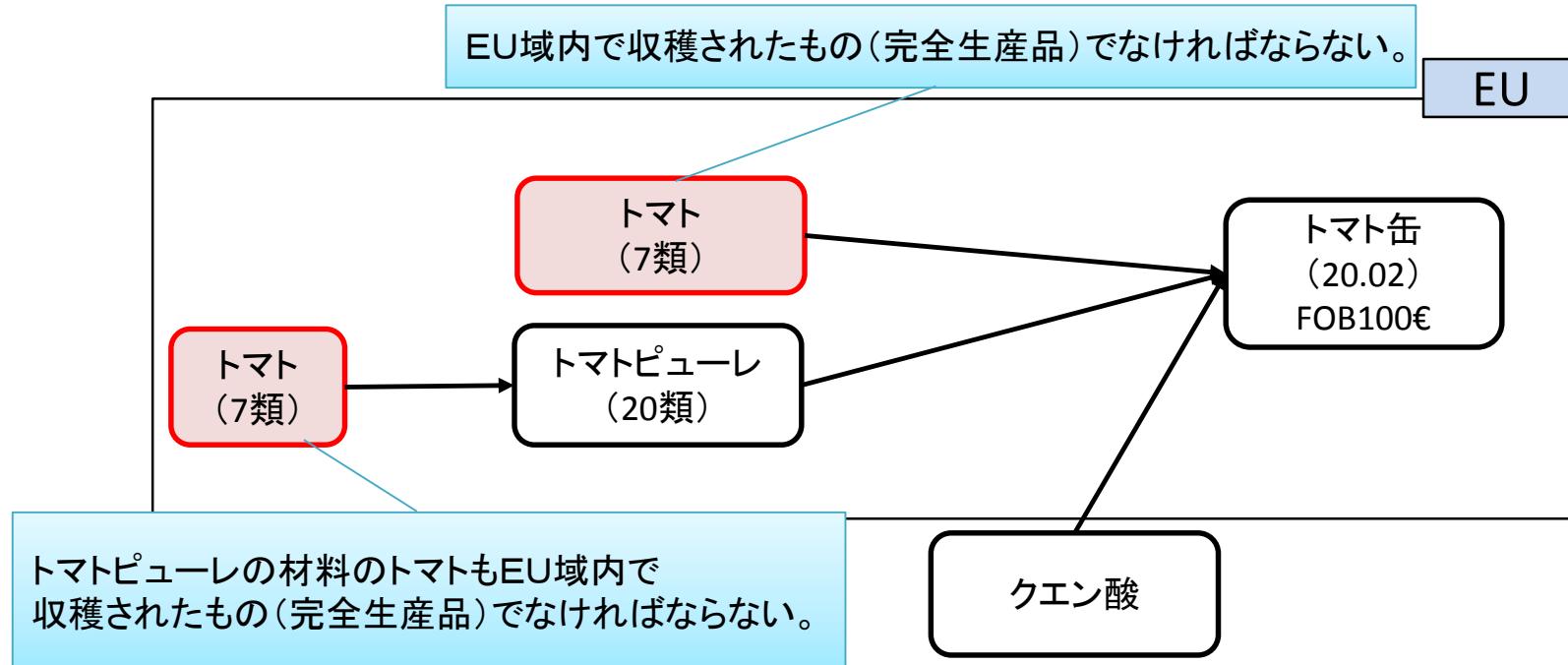
原産地規則解釈例規(平成26年6月13日財関第598号)

原産地ポータルに掲載

第1章(第1部～第4部関連)

2. EU協定附属書3－B中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定の附属書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。



トマト缶は、材料のトマトがEUの完全生産品なので、日EU・EPA上のEU原産品と認められる

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

➤ 日EU・EPA品目別規則 第20.02項—第20.03項

生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

輸出者から提出された資料

品名：トマト缶 (FOB €100)

材料

| | 材料名 | 備考 |
|---|-------------|--------------|
| 1 | トマト | イタリア産 |
| 2 | トマト ピューレ | イタリア産トマトから製造 |
| 3 | クエン酸 | |

材料のトマトがEU域内で収穫されたものか確認

<製造工程>

トマト産地:イタリア●●州

トマト缶製造工場: ITALY TOMATO CO., LTD.
(XXX20201,XXXXXX, Italy)

トマト皮むき、カット→トマトピューレ製造
→カットトマトと混合→クエン酸によりPH調整→検査→出荷

トマト缶がEU域内で製造されているか確認

ITALY TOMATO CO., LTD.
XXX20201,XXXXXX, Italy

明細書の関係書類として添付

【事例2】トマト缶(輸出者自己申告)

手順3: 原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

| 原産品申告明細書 (ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、日EU協定) | |
|---|--|
| 1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345 2019.XX.XX | |
| 2. 原産品申告書における產品の番号 [1] | 3. 產品の関税分類番号 第2002.10号 |
| 4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> W0 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1 <input type="checkbox"/> W0 又は 2 <input checked="" type="checkbox"/> SP 又は 3 <input type="checkbox"/> DMI 又は E <input type="checkbox"/> ACU 又は D | |
| 5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> トマト (7類) トマトピューレ クエン酸 (原産地不明) | |
| <p>本品は、イタリア所在の輸出者工場においてイタリア産トマトから製造したものであることから、 本品は EU の原産品である。</p> <p>上記事実は製造原価計算書及び製造工程表により確認することができる。</p> | |
| 6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者 <input type="checkbox"/> 輸入者 | |
| 7. その他の特記事項 | |
| 8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税關商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) | 印又は署名  |
| 作成 2019 年 XX 月 1 日 | |
| ※W0 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される产品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす产品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、W0 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 素材 | |
| (規格 A-4) | |

2. 原産品申告書における產品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の產品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「產品の概要」における產品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす产品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、加工工程基準を適用するので「SP又は3」にチェック。(関税分類変更基準の場合は「CTC又は1」)

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 材料とHSコード
- EU域内で完全に生産されている。
- トマトがEUの完全生産品であること。

I.自己申告制度利用の流れ

II.TPP11(CPTPP)

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ

III.日EU・EPA

1. 申告書類の作成要領
2. ケーススタディ
3. 演習

○ ドイツで「アクリル酸エチル」(HS2916.12)を生産するが、

日EU・EPA上のEU原産品と認められるか。

別添資料1 (INVOICE) 及び

別添資料2 (Material List, Letter) をもとに検討してください。

- ・HS番号及び商品の商業上の妥当性については問題ないものとする。
- ・各資料に記載されている各情報は信頼できるものとする。

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) /Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | 日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA |
|------------------|--------------------|--|
| 2916.12 | アクリル酸のエステル | CTSH、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生 産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行 われること、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB) |

※ CTS defense: 号の変更 (=6ケタ変更)

※ 各用語の定義については、附属書三一A 品目別原産地規則の注釈を参照

【事例3】アクリル酸エチル(輸出者自己申告)

Material List

產品: ETHYL ACRYLATE
(HS 2916.12)

材料: 右記「Material List」のとおり

| | Material | HS code | Origin |
|---|--------------------|---------|------------------------|
| 1 | Crude Acrylic Acid | 2916.11 | GERMANY Origin |
| 2 | Ethanol | 2207.10 | GERMANY Origin |
| 3 | p-Methoxyphenol | 2909.50 | Imported from Thailand |

| 番号 /H.S. code | 品名 /Description | 日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA |
|------------------|--------------------|---|
| 2916.12 | アクリル酸のエステル | <p>① CTSH、</p> <p>② 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、</p> <p>③ MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は</p> <p>④ RVC五十五パーセント (FOB)</p> |

原産材料とは、協定上の原産品を材料として使用するものを指す。
→「GERMANY Origin」という情報のみでは、日EU協定上の原産材料とは言いかねない。

どれか1つを満たせばよい

材料1,2は、非原産材料として扱っても品目別規則①(CTSH)を満たすため、原産性の確認は不要。
材料3は、同品目別原産地規則を満たす。

⇒ 產品は、日EU・EPA上の「EU原産品」と認められる

日EU・EPA税率で日本に輸入するには?

⇒ 原産品申告明細書(別添資料3)を作成

【演習】アクリル酸エチル(輸出者自己申告)

原産品申告明細書

(□オーストラリア協定、□TPP11協定、EU協定)

様式は任意です

1. 仕入書の番号及び日付

Invoice No. OBTH-035、2019.2.16

2. 原産品申告書における產品の番号

[1]

3. 產品の關稅分類番号

2916.12

4. 適用する原產性の基準

W0 (又はA) PE (又はB) PSR (又はC) (CTC (又は1) · VA (又は2) · SP (又は3) · DMI (又はE) · ACU (又はD))

5. 上記4.で適用した原產性の基準を満たすことの説明

<原材料>

すべて非原産材料とする。

- ① アクリル酸、
- ② エタノール、
- ③ p-メキシフェノール

<製造工程>

ドイツベルリン内の輸出者工場において、①、②、③を使用し、エステル化などの工程を経て、
產品であるアクリル酸エチルを製造する。

※なお、製造工程表については、輸出者に係る営業秘密が含まれているため、提出できない。

<原產性について>

本產品は、品目別原產地規則(第 2916.12 号)に定める「CTSH(号変更)」を満たすことから、
EU の原產品である。

上記事実は別添の材料一覧表及び輸出者によるレターにより確認することができる。

「EU協定」に
レチェック

「PSR又はC」
及び
「CTC又は1」
にレチェック

裏面の「記載要領」
も参照

ご清聴ありがとうございました。



カスタム君